

授業の教材と著作権の関係

私は、各学校の授業でコピー資料を教材に使うことがある。著作権との絡みでどうなのかと常々気になり、著作権法を見たが法文表現だけに解釈不可能。そこで、この方面の問題に詳しいと思われるメル友に解説をお願いしたところ、下記のように解説してくれた。大変参考になったので、紹介します。

また、この方面の問題で参考になるとと思われる解説をお持ちの方は、更にアドバイスください。

教員が授業で既存の著作物を利用する場合

著作権法第35条に「学校その他の教育機関で授業の過程で使用することを目的とする場合、必要と認められる範囲内で、・・・複製することができる」とあります。この規程により、著作権者の承諾なしに利用できます。ただし、出典を明示しなければならないとされています。

複写してもいいといっても、例えばある著作物の全部を複写して、製本したものを生徒に配布した場合は著作権者の利益を不当に侵害したものと考えられ、許諾が必要だと解されています。この場合、永久保存に耐えるような複製なので、だめなのです。

絵画鑑賞として、名画をカラーコピーして生徒に配布した場合も許諾が必要とされています。テープの配布もそうです。

生徒がレポートで使用する場合

法的には許諾が必要です。でも、実態は野放しです。教育活動の一環でも、生徒が複写する場合は認められていません。文化祭等でキャラクターを複写したプラカードを作ったりしますが、これも違法です。趣旨を伝えて配慮いただくしかないのです。

概略の利用について

著作権はその権利を有する者が侵害されたと申し立てない限り問題になりません。あくまで民事問題です。

概略を利用する場合、著作権のなかにある著作者人格権を尊重する必要があります。著作者人格権には同一性保持権という権利が含まれていて、著作者の意に反した改変や切除を受けない権利が認められています。

例えば、試験問題の場合に、「虫食い」のように著作物を原作そのままに複製しないケースもあり、同一性保持権を侵害されたとして訴訟になったものがあります。ですから、趣旨をねじまげた改変については著作者人格権の侵害となるケースもあるでしょう。

(2004年01月23日記)